


所管部課		環境部 ごみ対策課	部長	松本 幹男				
件名		東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例について			区分			○
関係事項	条例規則	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則						
	部課機関							
1. 要旨								
<p>成年被後見人等の欠格条項の見直しによる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正内容 第51条第3項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第4号ア中「又」を「ル」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和元年12月14日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に、適切に対応することができる。</p>								
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)								
文書課審査済み								
3. 留意事項 (問題点等)								
特になし								
4. 主管部処理案 (検討結果等)								
令和元年第4回市議会定例会に議案として提出したい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。